

産業競争力会議 実行実現点検会合（第15回）

（立地競争力・国際展開）

（開催要領）

1. 開催日時：2015年4月13日（月） 10:30～11:30
2. 場 所：合同庁舎8号館特別大会議室
3. 出席者：

西村 康稔 内閣府副大臣

岡 素之 住友商事株式会社相談役

佐々木則夫 株式会社東芝取締役副会長

竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授

三村 明夫 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長
日本商工会議所会頭

湯崎 英彦 広島県知事

高橋 進 経済財政諮問会議 議員

福田 隆之 新日本有限責任監査法人
インフラストラクチャー・アドバイザーグループ
インフラ・PPP 支援室室長

（議事次第）

1. 開 会
 2. PPP/PFI の活用促進に向けた広島県知事からのヒアリング
 3. 閉 会
-

（西村内閣府副大臣）

本日と明日は、日本再興戦略改訂2014の中のPPP/PFIの活用促進に向け、第13回の点検会合で竹中主査より提案いただいた地方公共団体からのヒアリングということで、本日は広島県の湯崎知事にお越しいただいている。広島県の県営水道事業の取組、今後の課題について説明いただく。既に指定管理者制度を活用されているということだが、将来的にはコンセッションにしたいという意向をお持ちだということもお伺いしているため、その

あたりの課題について今日はお伺いしたい。

よく言われていたコンセッション事業者への公務員の派遣については、国、地方公務員の派遣について可能とすべくPFI法の改正案をこの国会に提出したので、できるだけ早く成立をさせたいと考えている。

また、かねてより竹中主査より問題提起をされている、民間事業者が行うことによって生じる税負担の問題については、とりあえずは各省庁からの補助金を使って当面カバーするという事になっているが、ここはまだ議論しなければいけない点であるので、そうした課題について今日は議論いただき、今後年央の成長戦略の改訂に向けて、特にこの3年間で2兆から3兆のコンセッション事業を実施するという目標の達成に向けてぜひ議論を深めていきたいと思っている。

(湯崎広島県知事)

まずは、本日、こういったヒアリングで我々の考えを申し述べさせていただく機会をいただいことに御礼を申し上げます。

広島県は、ここ数年、公民連携について、公の水道事業の中の技術継承や、更新時期を迎えるに際しコスト削減をより図っていくというような観点を総合的に踏まえ、やはり民営化を進めていくべきではないかという根本的な問題意識があり、これまで進めてきたところである。

簡単に広島県の現状等を説明させていただきたい。

資料の3ページであるが、県営の水道事業の概要を申し上げますと、工業用水道事業と水道用水供給事業を行っている。昭和36年から始まっている事業の規模は、工業用水道事業で都道府県営約40団体のうち12位。水道用水の供給事業で府県営は22団体あるが、そのうち8位であり、比較的上位にある。広島県の経済規模や人口規模、面積は、全て大体10位から12位ぐらいにあるため、大体それに見合ったようなところにある。工業用水が3つほどあり、そして、水道用水も3つほどある。一部の地域では、工業用水と水道用水の施設を共用している。

また、広島県営水道における公民連携の取組というところで課題等をお話しさせていただきたい。まず、県水道が直面している経営課題として、水需要の減少がある。これは節水が非常に進んできたということもあり、また人口が減少しているという時期を迎えており、そういった面から水道の需要減少が見込まれる。売上がそれに比例して減少していくということであり、固定費が大きい水道事業にとっては非常に大きなインパクトがあると見込んでいる。

もう一つ、技術職員の大量退職というのが9ページにある。年齢構成を書いているが、現在、いわゆる機械、電気などの設備を見ている職員の半分近くが50歳以上になっており、平成30～33年度にかけて一気に退職をしていく状況があり、技術の継承が課題になっている。

施設の老朽化の状況であるが、設備のほうは順次更新をしてきたが、管路は非常に長期間にわたって使うものであり、これが昭和40年代から50年代に整備されたため、一度に更新時期を迎えるという状況がある。10ページのグラフのように、管路の経過年数が30～39年、あるいは40年以上というのが非常に多くなっており、30年以上で管路の70%、40年以上で36%というような状況である。

こういった状況を踏まえ、平成15年から公民連携の取組について議論を始めている。平成15年に一度、広島県営水道事業経営改革研究会というのをつくり検討した。それから、私の就任以降の平成22年9月に、水道事業に係る「公公民」連携勉強会というのを設置し、以後、この検討と実際の指定管理を受けるための公民連携の会社設立と指定管理業務の開始に至っている。

12ページであるが、これは平成15年に、民間的な経営手法の導入や、施設の集約化、市町との統合・広域化等々が提言されており、それに対応し、民間委託はある程度進んだが、広域化等はまだ進んでいない。

13ページの研究会提言を踏まえた対応として、民間委託については夜間、休日の監視業務等の委託や水質検査などの委託が進んでいるが、広域統合化については、なかなか市町間の事情が異なって具体的には進んでいない。一方で、民間委託も委託の範囲が限られるため、なかなか思ったように効果が上がらない、不十分であると感じるところもあり、県職員の技術力が中途半端に下がってしまうという懸念も起きてきていた。

そうしたことを踏まえ、新しく「公公民」連携勉強会というのを設置した。大きく2つの観点がある。1つは事業運営の効率化のために公民連携を行うということと、広域化のための公公連携を進めるということである。事業運営効率化の観点からは、民間的な経営手法を拡大していくということと、新しい収益源を確保していくということがある。そして、広域化が公公連携になるが、この新たな「公公民連携」を目指して、公民共同企業体の設立をしようということがこの勉強会の結論である。

15ページにてもう少し詳細に見ると、民間的経営手法の拡大ということで、左から右にスペクトラムがあるが、委託がブルーになっており、いわゆるコンセッション的なものが緑色に塗られている。現時点の法制度等でまず取りかかるということで委託の指定管理で最大限できるところを進めていこうと広島県では結論づけて進めてきた。

新たな広域化というところで、当面、事業統合や、施設を共同化するなど、いろいろとやり方はあるが、管理を一元化していこうということで、事実上の一体化を進めようというのが現時点での考え方であり、これも当面手をつけられるという観点から結論づけている。

新たな収益源の確保についてはさまざまなことが考えられる。1つは、国内の他の地域に進出していくということ、あるいは海外へ進出していくということ。あるいは水が余りつつあるので、未売水を販売するといったようなことなど、さまざまあるが、まず、そういったことを念頭に置きながら、県内や国内の水道事業の管理運営業務の実績を積んだ上

で、新たな水ビジネスの展開を目指していこうと考えているところである。

こうしたことを踏まえ、あるべき公民共同企業体の設立ということで、これも幾つか方策を考えたが、この民間へのインセンティブ、また、他の水道事業者との連携をしやすい形で株式会社をこの広島県と民間の事業者で設立するという方法を結論づけた。

その中では、経営責任の明確化ということで、パートナー事業者の出資率を65%、過半を民間事業者にお願いする。収支計画をきちんとつくって、そして、基本的には新しく設立する公民共同企業体のみずから資金調達を行っていくことにしている。県としては、まず、取締役会でのガバナンスを確保するということと、3分の1以上を保有することで特別決議事項での拒否権を確保するということにしている。また、株式が転々と流通すると現時点では非常に困るため譲渡制限会社としている。

20ページにもう少し細かいスキーム図が描いてあるが、今申し上げた新しい公民共同企業体、水みらい広島をつくっており、ここに県から水道事業を委託する。また、市町からも水道事業を委託してもらうということを進めている。

先ほどの課題に応じ、1～6までの特長を書いている。公設民営であるということ、民間が主導するということ、県職員の派遣ができるということ。広域化の受け皿になるということ、新しいビジネスモデルをつくっていくことから地域経済の活性化につながっていくということ、技術力を継承していくこと。そうしたことを狙った形になっている。

21ページに水みらい広島という今の公民連携の企業体の記載があるが、名称は株式会社水みらい広島であり、平成24年9月に設立している。これまでの実績として、平成25年度から、広島西部地域の水道用水供給事業の運転管理をしており、今年度から沼田川の水道用水と工業用水道事業の運転管理を受託している。また、平成27年度からは、呉市と尾道市の浄水場の運転管理業務の一部を受託している。資本金は6,000万円で広島県が35%、水ing株式会社が65%である。水ingは、EBARAと三菱商事、日揮の3社の合弁会社となっている。

これまで、ITによる業務効率化や、あるいは水道を支える人材の育成確保をしてきた。これは地域の新卒者を採用して、雇用をつくりながら技術継承をしていくということと、民間からその他の人材も投入していただいて、経験を積んでいただくというような形で進んでいる。

今後の検討課題として幾つかある。1つは、維持管理と建設改良があるが、これが今別々のものになっている。建設改良は我々県がやっているが、維持管理は指定管理者、水みらいが行うということになっているが、これは統合したほうがより効率的ではないかと感じている。ただ、これはコンセッションにしてもどのレベルまで進むのか、上下分離するのかどうかということによっても解が変わってくるが、いずれにしても、統合したほうが効率的ではないかというのが現在我々は感じているところである。

老朽化施設の大量更新については、今後、老朽化した管路の大量更新が出るが、これをコスト効果的というか、コストを抑制しなければいけないという課題がある。そのために

建設改良工事も先ほどのとおり包括的に委託をしたほうがいいのではないかと考えている。

26ページの職員派遣に係る課題については今さまざま対応が進んでいるということで割愛させていただく。

最後、27ページであるが、さらに今後の検討課題として我々がコンセッションに進むために必要なこととして感じているのが、まず第1に、コンセッションというやり方が効果的であるという住民の理解である。これは不思議なもので、公務員が何か事業運営をしていると、特に収益事業をやっていると、公務員はそんなことできないだろうと怒られるし、いつも公務員は安全・安心に配慮が足りないと言われるが、水道事業は公務員でないと安心できないと言われ、電気や水道、ガスなど、あるいは公共交通機関といった広域事業の中でも特に水道は命に直結するため、皆さん非常に大きな不安を感じられるようであり、この点をどう払拭していくかということが一番大きな課題ではないかと思っている。

「国が主導した契約書等の標準的書類の提示」とは、これは「国が主導した」という地方らしい書き方をしているが、要するに、今、例えば大阪などいろんなところで検討が進んでいると思うが、品質担保や、あるいはリスク分散など、そういったことをそれぞれの県がどういう形でやっていくかというのを考えている状況であり、いろんなところで考えるということのメリットもあるが、逆に言うと、同じことをいろんな人が考えるということでは非効率でもあるということがある。これは海外で既に実績があるので、そういったところの調査も踏まえながら、どういったリスク分担なり品質保証のやり方、あるいは料金の決め方や、期間の決め方など、ある程度知見を集めて進めたほうが効率的ではないかということである。

ここの表現は契約の部分だけを前提に書いてあるが、イギリスなどの海外事例では、電気事業法のように、やはり法的に担保しているということもあり、そういったことも一つ選択肢ではないかと思う。要するに、個々の契約ベースでも先ほどの住民の不安の払拭という観点からもそういった法的対応を図るということも一案とは思っているが、いずれにしても統一的、統合的に、1つどこかをモデルにしながら進めていくのが効率的ではないかと感じているところである。

次に、「先行自治体への支援の強化」ということで、これも地方らしく書いているが、これは実態として課題が幾つかある。1つは企業債を借りて建設を進めたため、その返済があるが、非常に高利のものがある。平均利率でも2%を超えるレベルの金利になっており、例えばコンセッションでキャッシュが一旦入ってきても、全部利息を払わなければいけないとなるとやるインセンティブが薄れるところがある。そういったことや、検討経費に関する交付税措置等などがあるが、これは厚労省のほうで今年度から補助金があり、総務省のほうでも交付税措置が出る形になっていると理解している。

「運営権設定自治体のマイナス要因のカバー」は、要するに現在公営であると税金がか

からないが、これがコンセッションで民営になると、当然法人税がかかってくる。非常に大きな再投資なども必要なので、内部留保をどういうふうに積み上げていくかということが課題であり、一つは引当金というやり方も考えられると思うが、法人税で何らかの非課税的な対応も考えられるのではないかと思う。これは株主に配当してしまうと問題になるかと思うが、内部留保として保有する分には引当金ないしは非課税という形があるのではないだろうか。

引当金ではなくもう少しフレキシブルにというのは、やはり引当金であると将来的に用途が限られてしまうのでフレキシビリティが失われる。従って、設備投資部分の見込みがある部分は良いが、それ以外のさまざまなものにも対応できるような形にしてほしい。現在であればそれができるので、不利にならないような形というのができるといいのではないかとこのところである。もう一つは、法人税などの国税として吸収されてしまうが、地元に残るようにお願いしたいと思うところである。

「民間運営とのイコールフットィングの確保」というのは、検討いただけるとのことであるが、現在、補助金や交付金あるいは交付税措置があるが、こういったものも自治体を通して民間に補助ができるような形になると民営化するというインセンティブというか、ディスインセンティブを取り除くということにつながるのではないかと考えている。

職員を運営会社に派遣できる制度については、これは現在、PFI法の改正が提案されていると理解している。

(竹中議員)

これまでの非常に積極的な色々な広島での取組と、最後のページに関しては今後の課題としてまとめて挙げていただき、感謝申し上げます。幾つか私のほうからクラリファイングクエスチョンということで、各省庁の皆さんにもお尋ねをしたい。

私の名前で2月25日に主査ペーパーを出しており、地方公共団体が実施するコンセッション事業に対するインセンティブについていろいろ問いかけをしているが、今の知事の話もかなりの部分がそれに関連していると思う。

まず、コンセッションの検討経費に対する交付税措置の提案、そして、職員を運営会社に派遣できる制度の創設の提案、これはその方向で今進んでいるということは知事も承知だと思うが、念のために確認をしたい。

例えば広島県でこの活用が具体的に出てきた場合に、霞が関の制度というのは大変複雑で、できると思ったら、この点が引っかかるというようなことがよくあるが、これは広島がそのような意思を持てば活用できる、コンセッション検討経費に対する交付税措置は活用できると考えて良いか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

先般の会議のときにも申し上げたが、基本的にはイコールフットィングであるので、直

営でやった場合とコンセッションでやった場合とで地方団体が不利にならないように交付税措置をする。ただ、具体的な措置の仕方は色々な事業手法がある。

(竹中議員)

今の検討経費ということで良いか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

コンセッションの検討経費に関してである。

(竹中議員)

問題なく使えるという理解で、ここで進んでいきたいと思う。

職員の派遣に関しても、そこは順調に進めていただいているという理解で良いか。

また、大きな問題としては、例の繰上償還の場合である。運営権を設定して公営企業会計で借り入れている企業債は繰上償還すると補償金を自治体は支払わなければならないということになっているが、これはイコールフットィングではないということも前回は議論したように思うが、福田さんにこの問題についてもう一度その意義を解説いただきたい。

(福田新日本有限責任監査法人インフラ・PPP支援室長)

公営企業で借り入れている企業債、お金の出どころの中には自治体金融公庫のものもあれば、財投から直で借りているものもあればいろいろあり、それぞれ借入条件が違うという細かな違いは承知した上で一般的に話をさせていただくと、公営企業が完全に解散し、資産も民間に売ってしまい、事業および公営企業会計というのをなくしてしまう場合は、繰上償還をしても補償金が発生しないケースもあると承知している。

ただ、運営権の場合は、運営権というのは民間に設定されるが、資産そのものは行政側に残る。行政側に残る資産は、当然何か大規模な災害などが発生した場合には復旧をしたりしないといけない。復旧をするときに交付税や補助金でその復旧財源を国から補填してもらう必要があると考えていくと、これは大阪とかでも議論されている話だが、公営企業を維持しなければ、交付税や補助金をもらうことが現状はできないという整理をされている。

そうすると、運営権を設定しているにもかかわらず行政側には公営企業が残るので、公営企業が残っているのに、そこで借りている借金を繰上償還するのは自治体側の都合で繰上償還したというような取扱になる。これは任意償還のような形になるため、当然貸している側は将来もらえるはずだった金利を補償金として払うよう要求されることがあるという制度になっている。運営権を設定すると、運営権を設定するためにかかった資金調達の金利と、企業会計で補償金を払うことで発生する金利の事実上、二重金利になるので、自治体からすると二重金利を払ってまで運営権を設定する動機というのはないということに

なる。

(竹中議員)

我々もそのように理解している。これはイコールフットィングではないのではないかと、やはり問題があるのではないかという問題提起に対して自治財政局としてどのように取組みされているのか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

この問題をクリアするには基本的に、強制繰上償還の対象になりなおかつ補償金免除の対象になるという2つの要件をクリアしなければならないと思う。

実は財務省は平成26年度から財政融資資金に関する繰上償還のルールというのをもう一回見直し、強制繰上償還の対象を明確化し、限定もしている。補償金を免除する場合も災害など、真にやむを得ない場合に限定している。したがって、そこは基本的に貸手の制度設計の問題になるので、この問題をクリアすると、やはり財政融資資金を貸している財務省との調整が必要になるだろうと思っている。今回のように施設は引き続き自治体が持っているので、少なくとも今見直したルールにおける基準を見る限りにおいては形式的には満たさないとと思う。

(竹中議員)

形式的に満たさないとすることはよく理解した。

これはきちんと進めたいという意識を持って議論しているので、財務省理財局と直接やってくれということになるのか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

当然、地方債を所管している立場からすると、資金の確保に関して財務省理財局といろいろ調整するが、基本的には財政融資資金の貸付条件については理財局が所管しているので、その了解をとらないとこの問題についてはクリアできないと思う。

(竹中議員)

地方自治体の行政を支える立場から、理財局ともそういう交渉はしていただくという理解でよいか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

高金利の借りかえというのは地方財政にとってプラスになるので、これは毎年ずっと交渉してきているが4%、5%という高い金利はほとんど解消できているが、それ以上の借りかえに関して非常に厳しいスタンスを理財局はとっているので、本日指摘を受けたこと

は伝えるが、基本的な理財局の貸付条件全体を見直してもらわないと、この問題に対してなかなか道は開かないと思っている。

(竹中議員)

理財局は理財局の立場があるのは当然我々も理解する。今度、新しいコンセッションという今まで想定されていなかった問題が出てきているので新しく議論しようというスタンスは一応総務省としてはとっていただけるという理解でよいか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

それは結構である。

(竹中議員)

そうすると、その過程を見ながら、また理財局ともどう議論するかということ少し田中次長のほうでもお考えいただきたい。これは恐らく先ほど知事の話にもあったが、相当大きなインセンティブ上の問題にはなる。現状は残念であるが、その意味では完全民営化の場合とコンセッションはイコールフットィングではないという認識は共有されているということだと思う。

次に、法人税の負担についても私のペーパーに書いたが、利益の事業への再投資や増収分を地元地域に還元する仕組みがないとなかなかコンセッションを進めるインセンティブが自治体に湧かない。実はこれは2014年の日本再興戦略に向けた議論でも、浜松市長の問題提起で既に1年前に論点になっていた問題だと思うが、その後の検討状況はどうなっているかということ、まずPFI事業推進室から、お話しいただきたい。

(持永内閣府民間資金等活用事業推進室長)

いろいろな関係者と議論もし、財務省や総務省の見解とは少しずれているかもしれないが、少なくとも私どもの見解は、法人税そのものについて言えば、民間の会社が稼いで利益が出たら法人税を払うというのは、いわゆる会社の常識なので、これは払うのが当然なのだろうと考えざるを得ない。

あとは、それを払った上でどうやって還流させるのかというところのニーズを理解する部分はあるが、具体の手法までには行きついていない。

(竹中議員)

一応検討はしてくれているということか。

(持永内閣府民間資金等活用事業推進室長)

内閣府の中で考える範囲であれば検討はするが、ファイナルの結論には至っていないと

ということである。

(竹中議員)

余り進捗していないということだが、自治財政局のほうにも若干かかわるが、いかがか。

(橋本総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当))

まず、基本的なスタンスを申し上げますと、コンセッション方式の運営権者への法人課税の問題は、いわゆるそれ以外の民間活力を導入する際にも常に起こり得る問題であり、コンセッション方式に限って特別な措置を設ける必要があるか、そこをまずクリアする必要がある。去年の経済財政諮問会議で当時の新藤総務大臣からもこの考え方を伝えており、また、同じ席上、麻生財務大臣からも、運営権方式を活用した事業を課税上特別に扱うことは不適當であるという基本的な考え方を言っている。やはり国税、地方税でそれぞれの担当部局とこの問題をしっかり議論した上で、コンセッション方式に対して特別な措置を講ずる必要性と、そのスキームを考える必要があると思う。

(竹中議員)

コンセッションの必要性を認識してこの議論をしているが、高橋さん、こういう議論に関して、諮問会議の民間議員としてはどういう対応になるのか。

(高橋経済財政諮問会議議員)

まだ現時点でそこまではっきりとした考えを持っていないが、コンセッションを進めるという観点に立てば、やはり何らかの特別な措置をお願いするなり、再投資、還元ということも含めて、何らかの形をお願いできないかとは考えている。

(竹中議員)

とにかく引き続き検討していただきたい。

(羽深内閣府政策統括官(経済社会システム担当))

これは我々も悩んでいるが、利益が発生した場合、法人税は国に入るが、法人事業税や住民税というのは地方に入る。

一方、国が今度仙台空港をやるが、それをコンセッションにしたときは地方に地方税が入るといふ議論もある。後はそもそも民間事業との違いという随分本質的なところにかかわっているというところで悩んでいる。

(湯崎広島県知事)

今の空港についても実は本県は検討させていただいているところであるが、当然我々は、

例えば民営化したことによって地方税がふえるのでそれをやってほしいとは全く思っていない。1つは、要するに公営が継続していれば当然発生しない税収であり、限界的に考えれば、民営化が進めば発生するだけで、進まなければ発生しない。それをあえて取る必要はあるのかということと、国税として取られるというのは、我々から見ると、地域で回していれば、まさに地域に再投資できるお金として回っているのに、民営化した途端に国税として取られてしまうということは、ぜひ配慮いただきたいと我々としては思っている。

(竹中議員)

この問題はまだまだかなり溝があるということだと思うが、コンセッションを進めるお手伝いをする立場から議論していると、知事がおっしゃることは大変ごもっともだと私には思える。

高橋さん、これは税制の話でもあるので、経済財政諮問会議での助けがないとなかなか実現は難しいと思うので、経済財政諮問会議でもぜひこういう議論をしていただくことをお願いしておきたいと思う。

(高橋経済財政諮問会議議員)

やはり税のことだけ議論すると、しょせん法人税として取らなくてはいけないという話になりかねないので、再投資だとか還元するとかというところも含めて一緒に議論させていただければと思う。

(竹中議員)

もちろん、そういうことで結構だが税の話、財政の話になると、経済財政諮問会議でお願いしたいということを申し上げたい。

(高橋経済財政諮問会議議員)

そこは承知している。

(竹中議員)

これは言うまでもないが、コンセッションを大きな規模で進めるということは、財政の健全化にも非常に大きく資することであるので、そこはぜひ強い問題意識でお願いを申し上げたい。

私からは最後になるが、まさにイコールフットィングの観点で、この水道事業の運営を民間事業者に切りかえた場合に厚労省の補助金の一部がもらえなくなるという問題について、これも日本再興戦略改訂版にこの問題の解決が規定されており、1年も前に検討いただいている問題だと思うが、その後の進捗状況等々、厚労省の水道課長に説明をお願いしたい。

(宮崎厚生労働省健康局水道課長)

補助金のあり方については、なかなかまだ結論が出ていないというのが正直なところである。補助金というのは国がどうしても支えなければいけない非常に経営規模の厳しい簡易水道などがメインになっているので、今、上水道事業で補助できているのも3分の1ぐらいの経営の厳しい人しかできていない状況にある

大阪市でコンセッション事業のことが議論になっていたが、大阪市は補助対象でもない。したがって、そういう問題が生じていないが、その他についてどういう相手に補助ができるかについて、もう少し議論、検討が必要であると思う。

(竹中議員)

これは再興戦略にも書かれているので何らかの進捗はあると思っていたが、福田さん、何かあるか。

(福田新日本有限責任監査法人インフラ・PPP支援室長)

まず、事実関係として、大阪に関しては水道課長指摘のとおりであり、1年ほど前にこちらでも議論したが、大規模災害が発生したときに、その施設を復旧するために国庫補助が出る場合がある。これは水道事業で実際に出ており、大阪で大規模な災害があった場合に国庫補助の対象になることはもちろんあり得る。これに関しては、現状の補助金の要綱の読み方で、繰上償還の話と裏腹になっているが、地方公営企業が存続している限り、大規模災害のときの補助金というのは地方公営企業で受けられると解釈いただいていると理解して、そこは解決しているというのが、まず事実関係として一つかと思う。

その上で、残りの補助金は条件不利地域がメインだというのは確かだったと思う。ただ、広島県も実際補助金を受けて施設整備をするというのは現状でも計画をお持ちだったかと思うが、その辺のお話をいただければと思う。

(湯崎広島県知事)

ライフライン機能強化等事業費という老朽管の更新や耐震性を持たせるための補助がある。これは補助率が3分の1から4分の1のものがある。それにかかわるもので、実は交付税措置もあり、これは自己資金と国庫補助と一般会計出資を使って整備するのだが、一般会計から繰り入れたものが交付税措置として45%返ってくるというのがある。

(宮崎厚生労働省健康局水道課長)

確かに、広島県に対しても今のところは補助をさせていただいている。特定広域のための施設補助整備や耐震化のための施設整備ということではやっている。

(竹中議員)

これは1年前の再興戦略にあるので、できるだけ早くいろんな議論を詰めていただくことをお願いしておきたい。

三村議員は企業へのヒアリングも含めて進捗せよと言っておられた。それと少し重なる議論もあったかと思うので、まずは三村議員にお願いしたい。

(三村議員)

ここまで広島で進めてきたということに敬意を表したい。今のやりとりを聞いていてつくづく思うが、いろんな課題があったときに広島県としては誰にどうやって相談しているのか。要するに、個々の官庁一つ一つに広島県としてこういう問題があるからぜひとも検討してくれといっても、今のような感じでなかなか結論が出てこない。私はオーストラリアのことをよく知っているが、オーストラリアではPPPに関する行政機関の窓口が1つの役所に集約されており、そこで官庁のいろいろな内容を全部調整して、それで許認可等を進めてくれる。今のやりとりを聞いてみると、やるほうからして大変だと思う。従って、これはほかの例もいろいろ出てくると思うが、誰かが1つの窓口になり、それでコンセッションを実行するようにすることが絶対必要だとますます思った。

2番目は、今プレゼンいただいた水道事業の、採算がどうなっているのか分からない。いろいろな差し支えがあるから数字はお見せいただけなかったのか。例えば工業用水の料金設定がどうなっているかなど、概要がよくわからなかったが採算等の数字がわかったほうが話は分かりやすい。

3番目は、今、特定管理者ということパイプラインの管理だけを民間がやっているということだが、設備投資も含めて任せたいほうがいいのだろうと知事は思っておられる。まことにそのとおりだと思うが、そこで問題なのは、民間に任せれば任せるほど不安という住民感情をどう払拭するのか。それを考えれば考えるほど、やはり官として支える、入り込む割合が多くなるのだろう。例えば出資比率35%は非常に中途半端な運営形式だと思う。

料金設定などいろんなものを任せれば任せられるほど、民間としては、例えば利用者が少なくなるなどの変動要因が出てくるので、そういうものについては料金を上げられなければ、民間としては恐らくそこまでは手を出せないということになると思う。したがって、今後の問題として、リスクとプロフィット、これのバランスをどのような形でとってもらえるのか。これを議論しないと、恐らく民間としてはさらに踏み込むということは、難しいのではないかと思う。したがって、官の目だけではなくて、民間としてこの事業をどのように取り組めるのかということ相談しながらやらないとなかなか進まないと思う。

海外では、水事業というのはごく普通の民間案件としてやっている。特にイギリス連邦の国々はみんなそれでやっていて、十分安心で問題なくやられているというケースが非常にたくさんある。例えばオーストラリアで言えば、東京都が三菱商事と一緒にオーストラ

リアの水事業に参画している。地方自治体の参画している例ではほとんどないが、そういうケースも私は十分あり得ると思う。もし広島県がそのように本気で考えているのであれば、海外への事業展開というものも十分あり得る話だと思う。

(佐々木議員)

水みらい広島その他、いろいろ本当に積極的に進められていて良いのではないかと思う。いずれこれがアフェルマージュやコンセッションにつながっていくに当たって、制度上の問題点、障壁をどう解決していくか。特に資金面の課題がある。

先ほど国庫補助の話も出たが、コンセッションとアフェルマージュの間のところで相当な高い仕切りがあり、要するに国庫補助や一般会計歳出など、そういうところで大きな相異がある。本当はそのこのところの境目をうまくやれるように、アフェルマージュとコンセッションの、例えばハイブリッドの仕組みをつくり、区分経理をしながらそれで一体でうまくやれるようなことが法制化上、許されるようにすることと、法律側の問題もどこか別のところで解決するというようなこともやっていかないと、法律側はいろいろ分化しているので対応がしにくいのではないかと思う。

工業用水はなかなかキャッシュがうまく回っているという話を聞いたことがなく、工業用水の場合、大体30%ぐらいが赤字事業体である。そのうちの全体の25%ぐらいが大体欠損金を持っているという状態の中にある。広島県の場合も3つの地域に分かれて、料金体系はいろいろ法律もあるのかもしれないが、下手をすると、太田川のところとそれ以外のところで4倍ぐらい違う。本当はユニバーサルサービスのような形で包括的な価格設定を一つの企業体の中でできれば、また競争力もついてくと思っているので、ぜひそういう検討をしていただきたい。

結果的に水道にしても工業用水にしても、PPPやPFIの導入の前に、税金でつくった設備は減損ということがなかなか難しいので、収益の範囲の中でのフリーな減損処理などができるようにすれば大分カバーされるのではないか。先ほど出ていた料金体系もよその地域と本当はある程度競争力がないとだめである。そういうのもフリーに競争できる仕組みをつくって、ぜひ頑張っていたきたいと思う。

あと責任水量制などの古いいろいろな工業用水にくっついているようなものも、この際、確実に見直しをしていったほうがいいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(岡議員)

先ほど三村さんが言ったことと重複するかもしれないが、PPP/PFIの活用促進といっても対象となる案件に事業性がなければできないのだということは基本中の基本であるので、コンセッション方式であれ、完全民営化になったらもっとそうかもしれないが、事業性がある状態にどのようにつくっていくかということだと思う。

ただし、電気もガスも通信もみんな民営化されて事業性も持ってやっているという事実

がある一方で、広島はチャレンジしていただいているが、日本国内では水事業の民営化が大変おくられているという事実がある。しかし、海外を見ると、水事業もかなり民営化されているという国もあり、英国、フランスを中心とした国々の水メジャーと称される企業がアジアで相当やっている。私どもも彼らと一緒にロンドンやメキシコでやっていたりしているが、私どもは日本国内で水事業を一切やったことがなかったので、やはり経験の差がある。海外へ東京都と、あるいは広島県の水道局とで一緒に出ていくという思いが少なくとも今まで余りなかったが、経験を積んでいったら海外展開も可能だと思う。一部マレーシアで今やりつつある。

ポイントは、冒頭に言ったように、どうしたら事業性のある水事業にできるのかということに尽きるのではないかと思う。海外の成功例あるいは先進例を勉強されて、先ほどロンドンの話が知事からあったが、私どもは、5年計画をつくって出して、認められたら5年間の値段が決まり、それを5年ごとに回すというやり方で、事業性が確保されているというところがある。そのような事例はほかにもいろいろあるのではないかと思う。メキシコでは、浄水場を全て受けてやっているケースもある。いろんなやり方があると思うが、繰り返しになるが、共通していることは事業性の確保だと思う。

(羽深内閣府政策統括官(経済社会システム担当))

今、委員の方から、窓口がたくさんあるという点については、まさにPFI推進室が窓口をしなければいけないので、そこはきちんと受けとめて、広島県とよく相談しながら。いろんな課題があると思うが、基本的に何か知恵を出していくということで考えていきたい。

(高橋経済財政諮問会議議員)

議論の整理のためにお伺いしたい。やはりこれからいわゆる更新が必要になってくると思うが、老朽化したときの対策、あるいは更新のときについては、今は自治体がやる場合には、国からは何か補助金が出ているのか、どんな形の補助金が出ているのか。もし、そこがコンセッションになったときにどうなってしまうのかということをお伺いしたい。

2点目は、広島県は下水道については一緒にやられるつもりはないのかどうか聞きたい。

(宮崎厚生労働省健康局水道課長)

今、全国の水道の建設改良に伴う事業費というのは、大体九千数百億円、全国で投資がなされていると承知している。私ども国の補助金としては、当初予算と補正も全部ひくくても、今年度使えるお金は600億円程度しかないので、全ての事業に補助をするというのはそもそも無理がある。

簡易水道のような非常に経営の厳しいところや、水道事業であっても資本単価という指標でもって苦労してやっているというところしか今現実には補助できない状況にある。た

だ、おっしゃるように、老朽化の更新事業というのはこれからもやり続ける必要があるのだ、それが耐震化のために必要であるということで財務当局とは折衝しながら予算を確保しようとしている。

(竹中議員)

これは経済財政諮問会議としては大変重要なラインである。

(高橋経済財政諮問会議議員)

その通りである。耐震化ということはわかるが、耐震化があろうがなかろうがさまざまの数と金額の更新需要が生まれてくると思うので、そこを考えるとコンセッションを急がないといけないという危機意識は強く持っている。

(湯崎広島県知事)

下水道については、現時点では検討していない。私自身の考えでは、上下水道をセットで進めたほうが、他地域への展開や、他国への展開という観点からは望ましいと思っているが、下水道は収支を考えると非常に難しい。税の導入がどうしても必要になっているので、そういう意味での位置づけは随分と水道とは違う。

先ほどの事業性という観点からいえば、我々はもちろん水道事業会計を公表しているので秘密ではない。平成26年度当初予算ベースでは、西部地域で収入が22億で、利益が4億になっている。キャッシュはもちろん回っている。

事業性をどう確保していくかということは、今の料金レベルで一定の住民満足はある。もちろん、これから需要が減ったり、更新があるということで料金が高くなる方向にあり、それをいかに抑えるかということがある。いずれにしても、それを抑えながら、設備投資も金額を抑えて進めることが必要だということを考えると、イギリスで行われているように、やはり複数事業者がさまざまな地域に展開をして、いわゆるヤードスティックというか、この効率的な料金設定をしていくというのをベンチマークしながらやっていく。一定の利益を確保する形で効率性を担保しながら一定の利益を上乗せしていくというようなやり方は、現時点の料金水準から行くと可能なのではないかと感じる。

(竹中議員)

いろんな問題が出されたが、最後に2点だけ申し上げたい。

本日、まだ検討が必要であるというような項目も幾つかあったが、スケジュールを考えると、現在4月で取りまとめを考えると、5月、連休明けぐらいには何らかのポジションを明確にさせていただく必要があるというスケジュール感の問題が1点。

もう一つは、我々が成長戦略を議論するとき、これは世界的な水企業を日本からどのように出していくかというのは問題意識としてある。これはヴェオリアなのか、テムズな

のか、いろんな例があると思うが、どういう事例があるかというのは、また一度、有識者の福田さんのほうからいろいろ開示をいただければありがたいし、各省庁でも検討いただければありがたいと思う。

(田中日本経済再生総合事務次長)

本日は、湯崎知事、民間議員、有識者の皆様に大変熱心な御議論をいただき、感謝申し上げます。たくさん民間議員、また知事からの意見を踏まえて問題提起があった。課題解決に向けて、年央の成長戦略の改訂に向けて反映していきたいと思うので、先ほど主査からもスケジュール感という話があったが、政務とも相談の上、またスケジュールを切って関係省庁に検討のお願いをしていきたいと思っているので、御協力をお願いしたい。

また、関係省庁においては、この水道の件も含め、ほかにも多数案件がある。課題が明確になった時点で速やかな検討をお願いしたい。

(以上)